

ROBO-PASS 共同オーナー利用規約（最終版）

本規約は、株式会社市ヶ谷重工（以下「当社」といいます）が提供する「ROBO-PASS共同オーナープロジェクト」（以下「本プロジェクト」といいます）の利用条件を定めるものです。本プロジェクトの共同オーナーとして参加される方（以下「オーナー」といいます）は、本規約に同意の上、お申し込みください。

第1条（目的）

本プロジェクトは、AIロボット（Unitree R1〔人型〕およびUnitree Go2〔犬型〕等）を全国の企業、学校、地域イベントへ派遣し、体験イベントを実施することを通じて、AIロボットの普及および社会課題の解決に貢献することを目的とします。

第2条（参加金額の法的性質）

1. 本プロジェクトへの参加金額は、当社のAIロボット普及事業に対する「協賛金（スポンサー料）」として位置づけられるものであり、金融商品取引法上の有価証券への投資または出資（ファンド持分等）ではありません。
2. オーナーは、本プロジェクトにおいて運用されるロボットセット（1セットにつき人型ロボット〔Unitree R1〕1台、犬型ロボット〔Unitree Go2〕1台、および関連装備一式〔ロボット本体・充電器・操作端末・安全柵・バックパネル等、当社が定める標準装備〕）の運用にかかる事業を共同で支援する立場となります。ロボット自体の所有権および管理権限は当社に帰属します。
3. オーナーは、本プロジェクトへの参加を通じて、当社の事業運営を協賛し、第4条に定める特典を受ける権利を保有します。

第3条（参加金額と口数）

1. 本プロジェクトへの参加金額は、1口につき30万円（消費税等別）とします。消費税の取り扱いについては、当社（適格請求書発行事業者登録番号：T5010401142518）が適法に処理し、インボイス（適格請求書）を発行します。
2. 1セットにつき10口を募集します。オーナーは1口から最大3口まで申し込むことができます（同一人物・同一法人による4口以上の申込みは受け付けません）。
3. オーナーは、当社が指定する期日までに、銀行振込または当社が指定する決済方法（SQUARE決済等）により参加金額を支払うものとします。

第4条（オーナー特典）

当社はオーナーに対し、以下の特典を提供します。なお、各特典は当社の事業運営への協賛に対する謝礼として提供するものであり、参加金額の対価または元本の返還を保証するものではありません。

1. **ロボット派遣利用権**：年間2回（1回につき最大6時間）、当社指定の専門オペレーターが同行の上、無償でロボットを派遣します。なお、交通費・宿泊費は片道3万円・1泊1万円を上限として実費をオーナーにご負担いただきます（上限超過分は当社が負担します）。会場使用料等その他の直接経費は別途実費負担となります。
2. **公式サイトへの掲載**：ROBO-PASS公式サイトにおける企業ロゴ、企業名、紹介文、およびリンクの掲載（ロゴ・情報の更新を希望する場合は当社所定の方法でご連絡ください）。
3. **収益還元**：本プロジェクトの事業収益から、1口につき1%相当額を還元します。還元期間は参加金額の入金を確認された日から2年間とします。なお、契約を更新した場合は更新後1年間、収益還元を継続します。
4. **表彰制度**：AIロボット普及推進企業（個人）賞の表彰（表彰状・表彰楯の授与、プレスリリースでの紹介）。
5. **バックパネルロゴ掲載（オプション）**：1回15,000円（消費税等別）にて、当社が選定する訪問先で設置するバックパネルへのロゴ掲載。掲載仕様（ロゴサイズ・位置）は当社が定める標準仕様に準じ、掲載前にオーナーへデザイン確認を行います。掲載後は写真をメールにてご報告します。

第5条（ロボット派遣利用権の行使）

1. オーナーが第4条第1項のロボット派遣利用権の行使を希望する場合、希望日の**60日前まで**に当社所定の方法（公式サイト申請フォームまたはメール）で申請するものとします。
2. 日程および機体の空き状況により、希望日に派遣できない場合があります。その際は別途協議の上、日程を調整するものとします。
3. 派遣利用権は当該年度内（参加金額入金確認日から1年間）に行使するものとし、未使用分の翌年繰越はできません。

第6条（収益還元の条件と計算方法）

1. 収益還元は、本プロジェクトにおけるロボット派遣事業から生じた「事業収益」を原資とします。
2. 前項の「事業収益」とは、本事業に係る売上高から、ロボット維持費、スタッフ人件費、交通費、保険料等の直接経費を控除した金額（営業利益相当額）を指します。

3. 当社は、毎年**3月末日**までに前年度の事業収益の計算書（売上高・経費内訳・営業利益・1口あたり還元額を記載したもの。当社顧問税理士が確認した数値に基づきます）をオーナーに提供し、収益還元額を確定します。
4. 確定した収益還元額は、毎年**4月末日**までにオーナー指定の銀行口座へ振込みにより支払います。なお、源泉徴収が必要な場合は、法定の税額を控除した金額を支払うものとします。
5. 事業収益がマイナス（赤字）またはゼロの場合、当該年度の還元の支払いは行われません。本プロジェクトは元本保証および利益保証を行うものではありません。
6. 収益還元の税務上の取り扱いについては、オーナーご自身の顧問税理士にご確認ください。

第7条（事故・損害発生時の責任）

1. ロボット派遣中またはイベント実施中に第三者に損害が生じた場合、当社の過失によるものについては、当社が加入する賠償責任保険の範囲内で対応します。オーナーは当該事故について連帯責任を負いません。
2. 当社は、ロボットの稼働状況、訪問件数、および事業収益について、特定の目標達成を保証するものではありません。

第8条（禁止事項）

オーナーは、本プロジェクトへの参加にあたり、以下の行為を行ってはなりません。

1. 本プロジェクトの趣旨に反する行為、または当社の信用を毀損する行為
2. 当社が提供するロボット、コンテンツ、ロゴ等の無断複製、改変、または目的外利用
3. 反社会的勢力への利益供与、またはこれに類する行為

第9条（中途解約・返金）

1. 本プロジェクトの性質上、申込完了後のオーナー都合による中途解約および参加金額の返金は原則として受け付けません。
2. ただし、当社が事業の継続を著しく困難と判断した場合等、当社都合による事業終了の際は、参加金額入金確認日から事業終了日までの経過月数に基づき、**残存期間（月数）÷ 24ヶ月 × 参加金額**を上限として返還します。返還額の確定にあたっては、当社の事業清算状況を考慮の上、別途書面にて通知します。

第10条（個人情報取り扱い）

当社は、オーナーから取得した個人情報および企業情報を、本プロジェクトの運営、特典の提供、および当社からのご案内の目的のみに使用し、適用される法令に従い適切に管理します。

第11条（契約の更新）

本規約に基づく契約期間（2年間）の満了の**1ヶ月前**までに、いずれかの当事者から書面による解約の申し出がない場合、同一条件で1年間自動更新されるものとします（ただし、収益還元の期間は当初の2年間のみとし、更新後は更新後1年間の収益還元を提供します）。

第12条（権利義務の譲渡禁止）

オーナーは、当社の事前の書面による承諾なく、本規約に基づく権利または義務を第三者に譲渡、承継、または担保に供してはなりません。

第13条（反社会的勢力の排除）

- オーナーおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます）に該当しないことを表明し、保証します。
- いずれかの当事者が前項に違反した場合、相手方は何らの催告を要せず、直ちに本プロジェクトの契約を解除することができます。

第14条（準拠法および管轄裁判所）

- 本規約の解釈および適用は、日本法に準拠します。
- 本規約または本プロジェクトに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は、2025年6月1日より施行します。 株式会社市ヶ谷重工 代表取締役社長 岩間 哲士